

令和4年度 小・中学校有線 LAN 設置委託業務 仕様書

吹 田 市 教 育 委 員 会

令和4年10月

1. 業務名

令和4年度 小・中学校有線 LAN 設置委託業務

2. 目的

令和4年度 小・中学校の ICT 教育を普及するに伴い、現在有線 LAN ポートが設置されていない教室に対し、新たに本業務で有線 LAN ポートを設置することで、円滑に ICT 教育を実施することを目的に当業務を委託する。

3. 有線 LAN ポートの定義

本仕様書に記載する有線 LAN ポート設備とは以下の設備をいう。

- ・ 本市が校舎内に設置する HUB BOX から指定された教室までの物理的に敷設された LAN ケーブル等の接続線及びその接続線を保護するモール等の設備（以下「LAN ケーブル等」という。）
- ・ LAN ケーブル等から教室で使用する機器へ接続するために壁面等に設置するコネクタ等（以下「情報コンセント」という。）

4. 業務場所

吹田市立吹田第一小学校 他 44 校（別紙 1 有線 LAN 設置施工教室数一覧のとおり）

5. 対象教室

96 教室とする

（別紙 2 有線 LAN 設置教室図面のとおり）

6. 業務委託期間

契約日から令和 5 年 2 月 28 日までに業務を完了させること

7. 有線 LAN 設置仕様

- (1) 機器搬入・設置、各種工事の工程及び、日程表を事前に教育委員会に提出し、市内各小・中学校の教育活動や学校行事等に支障が出ないように、当該校・教育委員会と調整をはかること。
- (2) 今回導入の LAN は、Gigabit 対応とすること。
- (3) 受注業者は、吹田市の定める教育情報セキュリティポリシーを十分に理解するとともに、国土交通省大臣官房庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書（最新版）に基づき、基本設計を実施すること。

- (4) 本調達における全ての業務内容については、関連する他の導入業者との調整を図りながら基本設計をすること。必要と判断した情報は、教育委員会より開示する。
- (5) 本仕様書に規定した仕様に基づき、基本設計内容に従って、設定及び動作確認試験を行うこと。
- (6) 導入時に発生する機器以外の梱包材等、ごみの回収を行うこと。
- (7) 指定する教室、場所に情報コンセントを敷設し、その際に必要なケーブル・コネクタ類を調達に含めること。
- (8) 配線等は生徒・児童の安全を第一に考え、原則は床面に露出配線を行わないものとする。
- (9) 下記の基準に沿った工事を行うこと。
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書（最新版）
 - ・電気設備技術基準
 - ・社団法人 日本電気協会の内線規定
- (10) 電気工事など資格が必要な作業は、資格取得業者を通じて法令に基づき、安全管理に万全を図り作業にあたること。
- (11) 関係の所轄に申請が必要な場合は、その処置をすること。
- (12) 各種工事作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注業者の負担により現状復旧に努めること。
- (13) 工事の施工にあたっては、保安要員を配置しバリケード等による安全区画の設定など、工事の工程にあった安全対策を施し、運営に留意すること。
- (14) 本業務の工事で貫通（コア抜き）を行う場合、鉄筋、電気配線管、ガス管、水道管等の切断事故を防止する為、RC 内部を調査後に行うこと。
- (15) LAN ケーブル等の配線は廊下側のスペースを使用すること。

8 機器に関する仕様

- (1) 配線器具・・・JIS 規格品による
- (2) 電線管及び付属品・・・JIS 規格による
- (3) 電線及びケーブル・・・JIS 規格による
- (4) 情報コンセント・・・JIS 規格による

9 配線方法

- (1) 配線の基本構成は、各学級からの配線を各棟の HUB BOX にて集約する。
本業務においては HUB BOX までの配線と HUB BOX 内に空きポートがある場合は接続までを本業務範囲とする。
- (2) HUB BOX に空きポートがない場合は、その HUB BOX の場所を図面に明記し
当市教育委員会へ提出すること。

なお、HUB BOX 内に新たな HUB を設置し、接続については当市教育委員会またはその委託する事業者が別途行う予定である。

- (3) 本業務の指定教室から接続する HUB BOX は、できる限り近接した BOX とするが、その場所については当市教育委員会から特段の指示がない場合は受託事業者が定めてもよい。
- (4) 学校内教室は位置図を参照し、施工前に接続構成、スケジュールを作成し、当市教育委員会の承認を得ること。
- (5) 各教室に配線されたケーブルの接続する情報コンセントの仕上がりは、シャッター等の防塵対策を施した 8 極 8 芯モジュージャック（通信アウトレット）とすること。また、その位置場所は指定の場所とする。
- (6) 天井内での配線が可能な場合は、ころがしによる配線を可とする。また、露出による配線については、PF2 層管もしくは同等以上の耐久性を持つねじ無し配管による保護を行うこと。ただし、既設の利用可能な露出配管がある場合には、その配管にバインドさせても良い。（配線の露出は不可）
- (7) 落雷等の影響がある配線ルートについては、充分考慮し施工すること。校舎間 LAN 配線接続で、屋外及び屋外架空配線を行う場合は、サージプロテクタ（雷防護製品）を両端に取り付けること。
- (8) ケーブルの両端部、情報コンセントには全てのケーブル名称（教室名）を記載すること。
- (9) 情報コンセントは、原則教室の前側でかつ、黒板に向かって右側上部壁面に設置すること。

1 0 有線 LAN ポートの規格

- (1) Cat6 以上の規格とする。
- (2) 本業務終了に際して、事業者は導通試験を実施すること。
検査に伴う費用は受注者による負担とする。

※導通試験実施時に、当市のシステム保守業者の協力が必要である場合（Ping 信号の発信による導通確認）は、当市を通じて協力を行うことを可とする。

1 1 成果物（納品物）

- (1) 本業務の施工前（設置前）と、施工後（設置後）の写真を撮影し、業務完了報告書として提出すること。
- (2) 本業務で HUB BOX に空きポートが無く接続が出来なかった場合は、「未接続教室報告」を都度作成し当市教育委員会に提出すること。
なお、その場合は、設置平面図などで図示すること。

1 2 その他

- (1) 本業務の作業日及び作業時間については、本市と協議を行い決定すること。
- (2) 本業務に係る全ての項目についての不具合が発生した場合は、受託業者において責任を持って対応することとし、負担は全て受託業者が負うものとする。
- (3) 本業務の不具合において、本市に不利益が生じた場合は、別途協議を行い、当市の求めに応じて策を講じるものとする。

この仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上、定めることとする。

※当市のシステム保守業者・・・株式会社内田洋行 大阪支店

※参考資料

- 別紙 1 有線 LAN 設置施工教室数一覧
- 別紙 2 有線 LAN 設置教室図面（希望業者に電子媒体にて貸与）